

カナダ連邦結成・編入をめぐるニューファンドランド —— 1860年代の考察 —— (I)

細 川 道 久

1. はじめに
2. 「ケベック決議」とニューファンドランド
 - (1) ケベック会議への代表派遣
 - (2) ケベック会議後のニューファンドランド議会(1865年)
3. 審議の先送り
 - (1) 1865年総選挙とニューファンドランド議会(1866年)
 - (2) ニューファンドランド議会(1867年)
 - (3) ニューファンドランド議会(1868年) 【以上、本号】
4. 「連邦編入」の可能性 【以下、次号掲載予定】
 - (1) 「合同条件」案をめぐる攻防——ニューファンドランド議会(1869年)
 - (2) カナダ自治領との協議——「合同条件」合意
5. 「連邦編入」ならず
 - (1) 連邦派の敗北——1869年総選挙
 - (2) 総督ヒルの介入提案
 - (3) 「合同条件」否決——ニューファンドランド議会(1870年)
6. 結び

1. はじめに

カナダにおいて、「コンフェデレーション(Confederation)」とは、1867年7月1日のカナダ自治領(Dominion of Canada)の成立(「連邦結成」)を指す場合もあれば、連邦結成によってできた連邦政体を指す場合もある。さらに、その後進められた連邦政体(カナダ)と他の植民地との合同(「連邦編入」)を指す場合もある¹。

1949年3月31日、ニューファンドランド(Newfoundland)は、10番目の州としてカナダに編入した²。これは、直接的には、住民代表者会議(National Convention)と2度の住民投票(referendum)の結果であったが、その過程で英加双方が関与しており、アメリカ合衆国を含めた北大西洋世界の状況変化への対応という側面があった。だが、ニューファンドランドのカナダ編入を考えるには、1940

¹ W・L・モートン(W. L. Morton)による次の指摘は、示唆的である。「1867年7月1日は、始まりにすぎず、終わりではなかった。ノヴァスコシアとは和解しなければならず、統一した漁業管理のためには、プリンスエドワード島とニューファンドランドを説得しなければならなかった。カナダの蓄えとするには、北西地域を併合しなければならなかった。カナダが太平洋に出口を持つには、ロッキー山脈の向こうのブリティッシュ・コロンビアと統合しなければならなかった。これらのことが、新しい諸州政府を統合するよりもコンフェデレーションの依然として主要な仕事であった。統合が統合であるためには、膨張が必要だった。」W. L. Morton, *The Critical Years: The Union of British North America, 1857-1873*, Toronto, McClelland & Stewart, 1964, pp. 221-222 [W・L・モートン『大陸横断国家の誕生——カナダ連邦結成史、1857～1873年』木村和男訳、同文館出版、1993年、290頁。訳を一部改めた]。

² 現在は、ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州 (Province of Newfoundland and Labrador)。

年代に焦点を当てるだけでは不十分である。「連邦編入」をめぐる協議は、それ以前から断続的に行われていたし、さらに時代を遡れば、「連邦結成」を討議した1864年10月のケベック会議(Quebec Conference)にニューファンドランドは代表を送っており、同地がカナダ自治領に初発から加わる可能性さえあったからである。

「連邦結成」には参加せず、その後も「連邦編入」をたびたび見送ってきたニューファンドランドが、1940年代になって「連邦編入」の道を選んだのは何ゆえだったのか。この問いに答えるには、ニューファンドランドの社会変容、同地と英加の関係変化、ひいては北大西洋世界の状況変化を視野に入れる必要がある。逆に言えば、ニューファンドランドのカナダ編入に至る歩みを追うことで、北大西洋世界の状況変化をあぶりだすことができるのではないか³。かかる問題意識に基づき、これまで筆者は、大航海時代以降の北大西洋世界の長期的な歴史的動態にニューファンドランドを位置づけて同地の歴史を俯瞰し⁴、そのうえで、19世紀末から20世紀前半にかけての「連邦編入」をめぐる論議について具体的に考察してきた⁵。本稿では、さらに時代を遡り、1860年代のニューファンドランドに焦点を当て、「連邦結成」および「連邦編入」をめぐる同地の動向を考察する。

考察に先立ち、先行研究に言及することで、筆者の研究の位置づけを示しておこう。まず、ニューファンドランドのカナダ編入に関する研究として、1940年代だけでなく、それ以前の「連邦結成」および「連邦編入」をめぐる協議を含めて長期的に考察した研究は、筆者が本研究に着手した時点(2016年)では皆無であった。その後、2019年にレイモンド・B・ブレイク(Raymond B. Blake)⁶がメルヴィン・ベイカー(Melvin Baker)と共著を刊行した⁶。これが唯一の長期的考察である⁷。同書は、1864年から1949年にかけての時期を対象としているが、主眼は、ニューファンドランドのカナダ編入において、英加に同調したジョゼフ・R・スモールウッド(Joseph R. Smallwood)⁸らが同地住民を煽動したとする「陰謀説」を否定することにある⁹。それゆえ考察の重点は1940年代に置かれるが、「陰謀説」に類する見方は1860年代にも存在したとして、当該期にも触れている。すなわち、同書は、1869年の総選挙で「連邦編入」賛成派(Confederates)〔以下、「連邦派」〕が敗北したことについて、無知無学な住民が利己的な「連邦編入」反対派(Anti-Confederates¹⁰)〔以下、「反連邦派」〕に煽動されたためだとした当時のニューファンドランド植民地総督ステイーヴン・J・ヒル(Stephen John

³ 筆者がニューファンドランドに着目したのは、「植民地からドミニオン(dominion)へ、ドミニオンから独立国家へ」の図式には当てはまらない事例や「ドミニオン」の多義性を示すことで、従来のイギリス帝国史像を修正する意図があった。加えて、大陸横断国家的なカナダ(史)像に代わる島嶼・海洋国家像を示すねらいもあった。細川道久「ウェストミンスター憲章と『変則的ドミニオン』」『鹿大史学』63号、2016年2月、同「島嶼部からみる歴史研究の新天地——ニューファンドランド島(カナダ大西洋岸)を題材に」『奄美ニューズレター』(鹿児島大学大学院人文社会科学部併設地域経営研究センター)39号、2015年3月。

⁴ 細川道久『ニューファンドランド——いちばん古くていちばん新しいカナダ』彩流社、2017年。

⁵ 細川道久「ニューファンドランド=カナダ間交渉(1895年)の考察——ニューファンドランド再建をめぐるカナダとイギリス」『人文科学論集』(鹿児島大学法文学部)87号、2020年3月、同「『アムルリー報告書』(1933年)にみるニューファンドランドの将来構想——カナダとの統合案のゆくえ」『人文科学論集』(鹿児島大学法文学部)86号、2019年3月。

⁶ Raymond B. Blake & Melvin Baker, *Where once they stood: Newfoundland's rocky road towards Confederation*, Regina, University of Regina Press, 2019. 拙稿の付記にて同書に言及した。細川「ニューファンドランド=カナダ間交渉(1895年)の考察」、15頁。

⁷ cf. Jeff A. Webb, "Review: *Where once they stood: Newfoundland's rocky road towards Confederation*," *Canadian Historical Review [CHR]*, vol. 101, no. 2, 2020, p. 303.

⁸ ニューファンドランド州初代首相となった。

⁹ 「陰謀説」については、細川『ニューファンドランド』、127-133頁。

¹⁰ 一般にはAntisと呼ばれた。

Hill)の見方が¹¹、後の時代になっても、多かれ少なかれ共有されてきたとし、そうした見方に異を唱え、同選挙では「連邦編入」をめぐる真摯な論争が行なわれたと主張し、無知無学で煽動されやすいという住民像を否定したのである。

今日のニューファンドランドと他のカナダの諸地域との経済格差は著しいが、そもその原因はニューファンドランドのカナダ編入にあるとする「陰謀説」は、今なお根強い¹²。かかる見方を払拭すべく、同書はニューファンドランド社会の歴史に斬り込んだのである。具体的には、イギリスの社会学者T・H・マーシャル(Thomas Humphrey Marshall)の「シティズンシップ論」¹³を援用し、住民がそれぞれの時代に特徴的な「市民権」を行使し、賢明な判断を下したとする。同書によれば、1940年代にあっては、「社会的市民権(social citizenship)」を享受する女性たちが、「連邦編入」を生活に密着した課題として捉えていたとし、無知無学で煽動されやすいという住民像は打ち消される。たしかに、1940年代の「連邦編入」をめぐる議論では、家族手当、失業手当、住宅手当、老齢年金、復員軍人年金など、カナダからどの程度の公共サービスを受けることができるのかが重要な争点であったのは事実であり¹⁴、同書の指摘は首肯しうる。しかるに1860年代については、当時のニューファンドランド社会の分析がほとんどなされていないため、住民が、マーシャルが言うところの「政治的市民権(political citizenship)」を十全に行使していたのかについては、説得的に論じていない。マーシャルの「シティズンシップ論」は、イギリス社会を題材として論じたものであり、それを、欧米諸国はまだしも、植民地であったニューファンドランド社会に適用するには、慎重でなくてはならず、理論的な枠組みと実態分析の整合性に疑問を抱かざるをえないのである。また、レイモンドらの関心は、ニューファンドランド内部に専ら向けられており、同地を北大西洋世界の歴史的動態と結びつけようとする筆者の関心とは異なる。とはいえ、同書は、「連邦結成」および「連邦編入」をめぐるニューファンドランドの動向を長期的に追った稀有な書として、筆者の研究に益するところ大である。

次に、「連邦結成」をめぐる研究に言及しよう。従来の「連邦結成」に関する大半の研究は、それに参加した植民地——連合カナダ植民地(United Province of Canada)(「連邦結成」後のオンタリオ州(Province of Ontario)とケベック州(Province of Quebec))、ノヴァスコシア植民地(Province of Nova Scotia)、ニューブランズウィック植民地(Province of New Brunswick)——の動向、とりわけ、「連邦結成」で主導的な役割を果たした連合カナダ植民地の動向に焦点が当てられてきた¹⁵。だが、「連

¹¹ Stephen Hill to Earl Granville (Colonial Secretary), October 22, 1869, cited in G. F. G. Stanley, "Sir Stephen Hill's observations on the election of 1869 in Newfoundland," *CHR*, vol. 29, no. 3, 1948, pp. 280-282.

¹² 例えば、以下の書物や映画など。Greg Malone, *Don't Tell the Newfoundlanders: The true story of Newfoundland's Confederation with Canada*, Toronto: Knopf Canada, 2012. 『シークレット・ネーション(Secret Nation)』(1992年)。これらについては、細川『ニューファンドランド』、127-131頁を参照。

¹³ マーシャルは、市民的、政治的、社会的という3つの「シティズンシップ」を抽出し、18世紀には「市民的権利(civil rights)」、19世紀には「政治的権利(political rights)」、(政治的参加)、20世紀には「社会的権利(social rights)」が発展してきたとみる。T・H・マーシャル、トム・ボットモア『シティズンシップと社会的階級——近現代を総括するマニフェスト』(T. H. Marshall & Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press, 1992) (岩崎信彦・中村健吾訳) 法律文化社、1993年、27頁。次も参照。伊藤周平『福祉国家と市民権』法政大学出版局、1996年、31頁、表3。

¹⁴ 例えば、住民代表者会議では、公衆衛生・福祉委員会(Public Health and Welfare Committee)が設けられ、1947年3月31日と4月1日には集中的に審議が行なわれた。J. K. Hiller & M. F. Harrington (eds.), *The Newfoundland National Convention 1946-1948, Vol. 1: Debates*, Montreal & Kingston, McGill-Queen's University Press, 1995, pp. 433-449, 454-465.

¹⁵ これまで筆者も、「連邦結成」に関して、連合カナダ植民地の動向に焦点を当てていた。細川道久『カナダの自立と北大西洋世界——英米関係と民族問題』刀水書房、2014年、第1章。次の書は、「連邦結成」を立体的に描いているが、ニューファンド

邦結成」交渉に参加したものの、結局は加わらなかった側の動向も視野に入れることで、「連邦結成」の特色・意義がより鮮明になるのではなかろうか。

この点で、沿海諸植民地(Maritimes)に焦点を当てることで、連合カナダ植民地主導の「連邦結成」という見方に対して再検討の必要性を訴えたフィリップ・バックナー (Phillip Buckner)の研究は、一考に値する¹⁶。彼は、ケベック会議に先立つ1864年9月のシャーロットタウン会議(Charlottetown Conference)も含めて、沿海諸植民地が連合カナダ植民地代表の決定に必ずしも従っていたわけではなかったと論じた。ここで留意すべきは、沿海諸植民地といっても、「連邦結成」に加わったノヴァスコシア、ニューブランズウィック両植民地と、それに加わらなかったプリンスエドワード島植民地(Province of Prince Edward Island)¹⁷ および——「沿海諸植民地」ではないが——ニューファンドランドを区別している点である¹⁸。レイモンドらの研究は、バックナーの問題関心を共有しつつ、ニューファンドランドの動向を検討している¹⁹。

先に筆者は、本研究のねらいが、ニューファンドランドのカナダ編入に至る歩みを追うことで、北大西洋世界の状況変化をあぶりだすことにあると述べたが、上述の先行研究を踏まえれば、本研究は、ニューファンドランドを手がかりに「連邦結成」と「連邦編入」をトータルに捉えることで従来の「連邦結成」研究に一石を投じること、つまり、「コンフェデレーション」の再検討をねらうものでもある。

そこで本稿では、1860年代のニューファンドランドに焦点を当て、「連邦結成」および「連邦編入」をめぐる同地の動向について、主に議会史料を用いて明らかにしたい。具体的な考察対象・手順は、以下の通りである。まず、「連邦結成」に関しては、ケベック会議に代表を派遣した経緯や、同会議が採択した「ケベック決議(Quebec Resolutions)」へのニューファンドランドの対応について考察する。ついで、「連邦編入」に関しては、ニューファンドランド議会の動きを中心に考察し、カナダとの協議によって「連邦編入」の可能性が高まったものの、1869年の総選挙での連邦派の大敗をへて、その可能性が断たれるまでの様相を描く。

2. 「ケベック決議」とニューファンドランド

(1) ケベック会議への代表派遣

英領北アメリカ諸植民地の連邦化構想は、1858年に連合カナダ植民地蔵相アレクサンダー・ガルト(Alexander Tilloch Galt)が、その可能性を協議する会議の開催を提案したのを嚆矢とする。だが、

ランドの動向はごく簡潔な記述にとどまっている。木村和男『連邦結成——カナダの試練』日本放送出版協会、1991年、153-157頁。

¹⁶ Phillip Buckner, "Beware the Canadian Wolf: The Maritimes and Confederation," *Acadiensis*, vol. 46, no. 2, 2017; do., "CHR Dialogue: The Maritimes and Confederation: A Reassessment," *CHR*, vol. 71, no. 1, 1990.

¹⁷ プリンスエドワード島植民地の「連邦編入」は、1873年。

¹⁸ 「ケベック会議での実際の対立は、沿海諸植民とカナダ〔連合カナダ植民地〕の間ではなく」「〔連邦結成〕の条件に最も不満だったプリンスエドワード島およびニューファンドランドの代表と、本土(mainland)の諸植民地〔連合カナダ、ノヴァスコシア、ニューブランズウィック諸植民地〕の間であった」。Philip Buckner "Canadian Constitution-making in the British World," Eugénie Brouillet, Alain-G. Gagnon & Guy Laforet (eds.), *The Quebec Conference of 1864: Understanding the Emergence of the Canadian Federation of 1864*, McGill-Queen's University Press, Montreal & Kingston, 2018, p. 79.

¹⁹ Blake & Baker, *op. cit.*, pp. 35, 317, n.34.

本国イギリスが関心を示さなかったため、立ち消えとなった²⁰。

「連邦結成」に向けた本格的な動きが始まるのは、1864年9月に沿海諸植民地が「沿海同盟 (Maritime Union)」を検討するための会議をシャーロットタウンで開催してからである。ニューファンドランドは、このシャーロットタウン会議に招待されなかった。だが、非公式ながら代表を送る可能性があった。

1864年8月17日、ハリファクス(Halifax)を訪れていたニューファンドランド首相兼法務総裁ヒュー・ホイルズ(Hugh W. Hoyles)は、立法的同盟(legislative union)を協議するための会議を9月1日にシャーロットタウンで開催する決議をノヴァスコシア、ニューブランズウィック、プリンスエドワード島の3植民地議会が採択した情報を知った。そこで彼は、ノヴァスコシア植民地政府の数名のメンバーに対して、あくまでも個人的な打診と前置きしたうえで、ニューファンドランドが望めばその同盟に加われるのか問い合わせた²¹。ホイルズは、ノヴァスコシア植民地法務総裁サミュエル・アーチボルド(Samuel George Archibald)の下で法律業務を学んだ経歴もあり、ニューファンドランドの発展のためには、英領北アメリカの他の植民地との統合が望ましいと考えていた²²。

ホイルズからの打診に対して、ノヴァスコシア植民地長官²³ チャールズ・タッパー (Charles Tupper)は、ニューファンドランドは関心を示さないのではと推測していたため会議に招聘しなかったが、ニューファンドランドが加入の意思を示せば、他の植民地も反対しないだろうと回答した。そして、ホイルズに対して非公式代表としてシャーロットタウン会議に出席するよう招聘した。ホイルズは、新総督アンソニー・マスグレイヴ(Sir Anthony Musgrave)の着任準備のためニューファンドランドに戻らねばならなかったため²⁴、これを断ったが、シャーロットタウン会議の詳細の提供を強く要請した²⁵。

シャーロットタウン会議では、オブザーバー参加した連合カナダ植民地代表が、英領北アメリカの全植民地の連邦化を提案したため、日を改めて協議することになった。それが同年10月のケベック会議である。ニューファンドランドの代表を同会議に招聘することに積極的だったのは、連合カナダ植民地代表であった。9月12日、同植民地法務総裁で後にカナダ自治領初代首相となるジョン・A・マクドナルド(John A. Macdonald)は、滞在先のハリファクスからホイルズに電報を送った。「ニューファンドランド政府に対し、英領北アメリカ諸植民地の連邦的合(federal union)の問題を協議するケベックでの会議への代表派遣を招請する。正式な招聘状は、総督〔連合カナダ植民地総督(後に初代カナダ総督となる)チャールズ・モンク(Charles Stanley Monck, 4th Viscount Monck)]から届けられるが、10月10日に開催予定のため、貴政府が望めば、早急に代表派遣の準備を整えら

²⁰ ニューファンドランドは、同構想に関心を払っていた。Blake & Baker, *op. cit.*, p. 22.

²¹ *Journal of the House of Assembly of Newfoundland, 5th Session of the 8th General Assembly, 1865*[JHAN, 1865], p. 845.

²² Blake & Baker, *op. cit.*, p. 22.

²³ colonial secretaryは、総督に次ぐ地位で、chief secretaryのことである。植民地によっては、首相と兼務する場合もあった。本稿では「植民地長官」と訳出する。

²⁴ Blake & Baker, *op. cit.*, p. 23. 1864年9月12日に任命され、10月5日にセントジョーンズに到着した。Kent M. Haworth, "Musgrave, Sir Anthony," *Dictionary of Canadian Biography* [DCB], vol. 11. <http://www.biographi.ca/en/bio/musgrave_anthony_11E.html> (2 December, 2022).

²⁵ JHAN, 1865, p. 845.

りたい。至急回答されたい」と²⁶。

これを受けて、ニューファンドランド政府は慎重に協議を行なった結果、9月13日、ホイルズは、以下のようにマクドナルドに回答した。「諸植民地の連邦的ないしは立法的合同の問題は、これまで議会に出されたことはない。そのため、われわれにはどの意見に与すべきか正当な根拠がない。だが、貴政府への敬意から、喜んで代表を派遣する。……ただし、代表には、ニューファンドランド政府ないしは議会を拘束する権限はない」と。これに続けて、「本件は党派的な問題として扱うべきではないと判断し、野党の指導者を代表の1人として派遣要請することで合意した」と追記した²⁷。

同月16日、ニューファンドランド政府は、野党自由党党首アンブローズ・シー (Ambrose Shea) に対して、代表就任を要請した。「北米諸植民地の連邦的合同の問題は、明らかに全体の利害に関わることであり、党派的案件として扱えない。……政府は、議会の野党党首として、貴殿が代表の一員となるのが適切と判断する。かかる任務を果たすことを早急に判断されたい」と²⁸。19日、シーは、「党派的問題として扱わないとの見解を評価する」と述べ、要請に応じた²⁹。

この結果、政府は、与党保守党員で議長のフレデリック・カーター (Frederic Bowker Terrington Carter) とシーの2人を代表として選任した。カーターはプロテスタント、シーはカトリックであり、党派と宗教双方のバランスをとった代表選任であった。兩人宛に出した19日付の通達では、ケベック会議で提案される合同案がニューファンドランドの政府および議会を縛るものではない旨、念を押ししていた³⁰。このように彼らには、同地の将来を決定する権限は委ねられていなかった。首相ないしは主要閣僚を送った他の植民地と比べて、ニューファンドランドの代表は、非公式に近い存在であった。しかも、2名というのは、最少の代表団であった³¹。

1864年9月23日、カーターとシーは、汽船セントジョージでセントジョーンズを出発した。その直後に、タッパーから書簡(9月28日付)がホイルズに届いた。その中でタッパーは、ニューファンドランドの代表を5名にすること、まずはノヴァスコシア植民地に来て、同植民地代表と合流後、ケベックに向かうことを要望していたが³²、カーターらは知る由もなかった。結局、彼らは、シャーロットタウン会議での協議内容について事前知識もなく、ケベック会議に臨んだのである。

²⁶ JHAN, 1865, p. 846. カナダ総督モンクからの代表派遣要請の文書は、9月23日付でニューファンドランド総督宛に送られた。
JHAN, 1865, p. 852.

²⁷ JHAN, 1865, p. 847.

²⁸ JHAN, 1865, p. 848.

²⁹ JHAN, 1865, p. 849.

³⁰ JHAN, 1865, p. 850.

³¹ 総勢33名の代表は、次の通り。連合カナダ植民地12名(E. P. Taché, John A. Macdonald, G. E. Cartier, George Brown, Oliver Mowat, Alexander T. Galt, W. McDougall, T. D'Arcy McGee, Alex. Campbell, J. C. Chapais, H. L. Langevin, J. Cockburn)、ノヴァスコシア植民地5名(Charles Tupper, William A. Henry, Jonathan McCully, Robert B. Dickey, Adams G. Archibald)、ニューブランズウィック植民地7名(Samuel L. Tilley, W. H. Stevens, J. M. Johnson, P. Mitchell, E. B. Chandler, John H. Gray, Charles Fisher)、プリンスエドワード島植民地7名(J. H. Gray, E. Palmer, W. H. Pope, A. A. Macdonald, G. Coles, T.H. Haviland, E. Whelan)、ニューファンドランド植民地2名(F. B. T. Carter, Ambrose Shea)。G. P. Browne (ed.), *Documents on the Confederation of British North America*, 1969, rep. (with introduction by Janet Aizenstat) Montreal & Kingston, McGill-Queen's Press, 2009, pp. 57-58.

³² JHAN, 1865, p. 851.

(2) ケベック会議後のニューファンドランド議会³³ (1865年)

ケベック会議は1864年10月10日から27日まで開かれ、「ケベック決議」を採択して閉幕した³⁴。カーターとシーは、全権を委任されていない代表であることを自覚していたが、英領北アメリカの連邦化構想を支持し、「ケベック決議」に署名した。後に「連邦結成の父祖たち(Fathers of Confederation)」と呼ばれるメンバーに名を連ねたのである。会議終了後、彼らは、他の植民地代表とともに、トロントやモントリオールなど連合カナダ植民地を訪れ、「連邦結成」の利点を説いて回った³⁵。その後、ニューファンドランドに戻った彼らは、ケベック会議についてどのように説明したのだろうか。1865年1月27日、議会が開会したが³⁶、これに先立つ21日、彼らは、ケベック会議についての報告書を議会に提出していた³⁷。以下に内容をみておこう。

報告書ではまず、会議の陣容に触れ、連合カナダ植民地のE・P・タシエ(Étienne-Paschal Taché)が議長となったことや、シーが会議の幹事の1人に選任された³⁸ことが述べられる。次いで、ケベック会議にニューファンドランドの代表が招聘された経緯を述べ、英領北アメリカ諸植民地の連邦化をめぐって、他の植民地では既に議論が進んでいたことを指摘した。すなわち、沿海諸植民地の立法的合同を討議するためにシャーロットタウンで会議が開催されたが、その際、連合カナダ植民地側から全植民地の合同案が示されると、沿海諸植民地の立法的合同という当初の案件を棚上げし、全植民地の合同を協議することになった。会議終了後、代表団はハリファクスで会談し、さらなる検討をケベックで行なうこと、それにはニューファンドランドの代表も招聘することが決められた。かくしてケベック会議は、これまでの協議を具体的に詰める場となったが、ニューファンドランドはその経緯を知らないため、全般的な事項に関して説明がなされた、と。

では、合同は何ゆえに行なわねばならぬのか、あるいは、合同とはいかなるものなのか。報告書は、ジョン・A・マクドナルドが具体的な説明を行なったと述べている。マクドナルドは、英領北アメリカの諸植民地が合同するのは、今や自然の成り行きだという。それは、連合カナダ植民地の事情〔同植民地での統合の破綻〕からしてそうだが、もっと重要な例は、隣国アメリカ合衆国にあるとした³⁹。しかも、合同は、英領北アメリカの諸植民地が、人口、富、版図、その重要性に見合った地位を担うべきとするイギリス本国政府の意向にかなうものであるとも指摘された。

さらに報告書は、アメリカ合衆国の連邦制度の大きな欠点は、行政府が弱いことにあるとしたうえで、英領北アメリカの諸植民地の合同のあるべき姿について、討議の内容を縷々説明する。

中央政府が強い権限を持つ立法的合同が望ましいとする意見が多数であった。だが、ローワーカナダ〔連合カナダ植民地のカナダ・イースト(Canada East)で旧ローワーカナダ植民地(Province of Lower Canada)。後のケベック州〕の代表から、地方の立法府が侵害されかねないとして異議を唱えた。

³³ 立法議会(Legislative Assembly)。

³⁴ 本稿はケベック会議の分析が主眼でないため、同会議については次の文献に依拠する。同書は、ケベック会議の史料集として広く利用されている。Browne (ed.), *op. cit.*

³⁵ Blake & Baker, *op. cit.*, pp. 28-29.

³⁶ JHAN, 1865, p. 1.

³⁷ JHAN, 1865, pp. 868-872.

³⁸ Browne (ed.), *op. cit.*, p. 58.にその記事がある。

³⁹ 南北戦争を指す。e.g. Browne (ed.), *op. cit.*, pp. 94-96.

そこで熟慮した結果、連邦的合意が、英領北アメリカの繁栄を促進する最も望ましい方策だと結論に至った。もとより、連邦的合意といっても、アメリカ合衆国の憲政の欠点を避けるために、中央政府と地方政府の権限を、可能な限り、対立しないように規定することになったとした。

次いで、連邦議会上院について説明がなされる。選挙制は採用せず、終身・任命制とすることで一致した。連合カナダの旧アッパーカナダと旧ローワーカナダを別々のセクションに、沿海諸植民地を1つのセクションとし、セクションの議員数は同数とする。ニューファンドランドは、沿海諸植民地には入れず、4議席とした⁴⁰。他方、下院は、人口比例配分とし、責任政府の原則が遵守されることが期待されるとした。議席総数は196 (194の誤記か)⁴¹で、ニューファンドランドには8議席が割り当てられることになったとした。

なお、報告書では触れていないが、ケベック会議の席上、シーは、議席配分の根拠となるセンサスがニューファンドランドで行なわれたのが1857年であり、1861年に行なった他の植民地のセンサスとは時間差があるとし、その期間の人口増を加味すべきして1議席増の8議席を要求した。シーの要求を汲んだ修正案が採択されたが、プリンスエドワード島のみが反対した⁴²。

続けて報告書は、連邦化にともない、中央政府、つまり、連邦政府が植民地の公共負債を引き受ける一方、植民地が従来得てきた関税収入が連邦側に引き渡されることを述べている。なお、別添の資料には、連邦のニューファンドランドに対する負担、連邦からの助成等によるニューファンドランドの資産、それぞれの算定額が記載されている (【表1】【表2】)。

報告書の結びでは、英領北アメリカの諸植民地の代表が連日10時間を費やして検討した連邦化案は、地域や党派の違いを超えた最善の判断であり、「連邦に加入することで当植民地の福祉が促進され……今日われわれが置かれた孤立的な状況を悪化させるものではない」と確信し、個人として「ケベック決議」に署名した旨、述べられる⁴³。

1月27日、議長カーターは、上述の報告書に基づき、「ケベック決議」について説明した。彼は、それが諸植民地の代表が不偏不党の立場に立って熟慮した案であり、今日のニューファンドランドのみならず、将来にも利益をもたらすことを力説し、既にイギリス本国政府が大筋で認めていることや⁴⁴、連合カナダ植民地では同決議を審議する運びであることにも言及した。

この後、総務委員会(Committee of the Whole)にて「連邦結成」に関する一切の問題を検討するこ

⁴⁰ 「ケベック決議」第16条に、各セクションの議席数は24とある。なお、全72か条からなる「ケベック決議」は、次に収録されている。*JHAN, 1865, pp. 854-867; Browne (ed.), op. cit., pp. 153-165.*

⁴¹ 「ケベック決議」第17条には、194議席とある。なお、この議席配分は、1871年のセンサスまでは変更を加えない(第18条)が、同センサスの結果に基づいて再配分する(第19条)と規定された。*JHAN, 1865, p. 856; Browne (ed.), op. cit., p. 156.*

⁴² *Browne (ed.), op. cit., p. 108.*なお、下院の総議席数および議席配分をめぐる議論は、次のように推移した。ジョージ・ブラウンの当初案：200議席(アッパーカナダ89、ローワーカナダ65、ノヴァスコシア19、ニューブランズウィック15、ニューファンドランド7、プリンスエドワード島5)。アレクサンダー・ガルトによる修正案：225議席(アッパーカナダ99、ローワーカナダ74、ノヴァスコシア21、ニューブランズウィック17、ニューファンドランド8、プリンスエドワード島6)。ジョージ・ブラウンによる再修正案：193議席(アッパーカナダ82、ローワーカナダ65、ノヴァスコシア19、ニューブランズウィック15、ニューファンドランド7、プリンスエドワード島5)。アンブローズ・シーの修正要求を受けた最終案：194議席(アッパーカナダ82、ローワーカナダ65、ノヴァスコシア19、ニューブランズウィック15、ニューファンドランド8、プリンスエドワード島5)。*Browne (ed.), op. cit., pp. 72, 106-108.*

⁴³ *JHAN, 1865, pp. 871-872.*

⁴⁴ イギリス植民地相エドワード・カードウェル(Edward Cardwell, 1st Viscount Cardwell)からカナダ総督モンク宛の文書が添付されている。*JHAN, 1865, pp. 876-877.*

とが決められた⁴⁵。2月6日、同委員会は、「英領北アメリカの諸植民地の合同は、最も関心が高く、最も重要な案件の1つである。……本植民地の住民の現在・将来に影響を及ぼすものであり、慎重に議論すべき」とし⁴⁶、検討に着手した。だが、カーターらの期待に沿う形では進まなかった。種々の請願が出され、より慎重な審議が必要との声が高まったからである。

最も早い段階で請願を出したのは、セントジョーンズ商業会(Commercial Society of St. John's)であった。2月13日、議員フレデリック・ワイアット(Frederick Wyatt)は、同会の請願書を示し、十分な情報や統計を集めることなく、選挙区や一般住民の意見を聴取することなく、かくも重大な案件に対して結論を出すのは不適切だと述べた。さらに、「連邦結成」がカナダとニューファンドランドの双方に恩恵をもたらすのかについて疑義を呈した。工業・農業が主体の連合カナダ植民地が保護主義を採用しているのに対して、生産力が弱く、生活必需品の大半を輸入に頼っている当地は、今後も自由貿易を採り続けることになる、と⁴⁷。

さらに2月20日には、セントジョーンズ市民からの請願が提出された。同市ではパブリック・ミーティングが開かれ、本会期中に「連邦結成」への参加を決定しないことを議会に要請することを採択していた。市民らは、ニューファンドランドの将来に関わる重要な案件は、まずは住民に十分に諮られるべきであるとして、議会に対し、総選挙が終わるまで、すべての審議を中断することを求めていた⁴⁸。

3月6日、総務委員会は、拙速な判断を諫める種々の意見を受けて、次のような決議案を提出した。「本件は、比較的新しい、極めて重要な事項であり、当議会で採決を行なう前に、多くの人民の熟慮に委ねるべきである。……それゆえ、本重要案件の最終判断は、次期会期まで延期することを勧告する」と。同案は採択され、「連邦結成」をめぐる審議は先送りされ⁴⁹、4月7日、議会は閉会した⁵⁰。

ところで、委員会の決議案が採決される2日前の3月4日、体調を崩していたホイルズが首相を辞し、代わってカーターが就任した⁵¹。ニューファンドランドの将来は、ケベック会議の代表本人に託されたのである。だが、以下にみるように、カーター政権の下で、審議はさらに先送りされることになる。

⁴⁵ JHAN, 1865, p. 5.

⁴⁶ JHAN, 1865, p. 13.

⁴⁷ JHAN, 1865, pp. 23-24. セントジョーンズ商業会の主力メンバーの1人で同地の有力者だったのが、反連邦派の領袖となるチャールズ・ジェイムズ・フォックス・ベネット(Charles James Fox Bennett)であったことに留意されたい。

⁴⁸ JHAN, 1865, pp. 27-28.

⁴⁹ JHAN, 1865, pp. 37-38.

⁵⁰ JHAN, 1865, p. 134.

⁵¹ Frederick Jones, "Hoyles, Sir Hugh William," [DCB], vol. 11. <http://www.biographi.ca/en/bio/hoyles_hugh_william_11E.html>, (2 December, 2022).

【表1】連邦の負担見積額（「ケベック決議」に基づく算定，1865年）

総督および長官	2,280
取税長官	500
関税局	7,625
測量長官	400
技師監督	150
判事（3名分）	2,548
公共負債の利息	10,210
汽船郵便業務	5,150
漁場保護	600
郵便局	3,281
合計	£ 32,744

【表2】ニューファンドランドの資産見積額（「ケベック決議」に基づく算定，1865年）

住民1人当たり25ドル助成（総額325万ドル）の利息5%分	162,500
住民1人当たり80セント助成	104,000
王領地譲渡にかかる助成	150,000
小計	416,500
公共負債の利息（10,210ポンド）（差引分）	47,124
合計	\$ 369,376

※人口13万で算定。

【表1】、【表2】とも、*JHAN, 1865, P. 873.*に基づき作成。

3. 審議の先送り

(1) 1865年総選挙とニューファンドランド議会（1866年）

カーターは、野党自由党から、シーのほか、元首相ジョン・ケント(John Kent)らを入閣させた。1865年5月2日、議会が解散し、8月19日に総選挙が告示された⁵²。総選挙では、カーター政府側が勝利を収めたが、「連邦結成」は重要な争点とはされなかった⁵³。なぜ争点とならなかったのかについては、史料的制約のため推測の域を出ないが、先の議会では、住民からの請願が出される状況を受けて、最終判断を次の会期まで延期することが採択されていることから、カーター政府は、「連邦結成」問題は棚上げし、まずは野党指導層の協力を得て、政権の安定を図ろうとしたと思われる。もとより、同政府が保守、自由両党の相乗りといっても、保守党寄りであった。しかも、圧倒的にプロテスタントであり、自由党、カトリック、それにメソジストはごく少数しか入っていなかった⁵⁴。

この間、既に連合カナダ植民地では、1865年3月に同植民地議会が「ケベック決議」を採択していた⁵⁵。これを受けてイギリス政府は、ニューファンドランド（および沿海諸植民地）がこれに続くよう、再三促していた。例えば、1865年6月24日、イギリス本国の植民地相カードウェルが、総督マスグレイヴに対して文書を送り、連合カナダ植民地代表と本国政府との会議に関する情報を伝えたうえで、「連邦結成」は、諸植民地の統治を改善し繁栄をもたらす策であり、道義的⁵⁶にも物質的にも利点があると説いていた。そして、沿海諸植民地とニューファンドランドによる早期の同意を求めている⁵⁷。また、12月20日の文書でも、総選挙後の議会で首尾よく進むことを望むとマスグレイヴに伝えていた⁵⁸。

⁵² *Journal of the House of Assembly of Newfoundland, 1st Session of the 9th General Assembly, 1866*[*JHAN, 1866*], p. 1.

⁵³ Blake & Baker, *op. cit.*, p. 45.

⁵⁴ *Ibid.*, p. 45. 保守党と一部の自由党が結集した党派と、保守党に加わらなかった党派に二分され、「連邦編入」が争点となった頃から「連邦派」「反連邦派」と呼ばれるようになった。

⁵⁵ 上院では、2月3日に審議が始まり、2月10日に45対15で可決した。下院では、2月6日に審議が始まり、3月10日（正確には11日午前4時15分）に91対33で可決した。ちなみに、カナダ・ウェスト行政区(Canada West)では54対8、カナダ・イースト行政区(Canada East)では37対25であった。フランス系は27対21と票が割れた。

⁵⁶ 「連邦結成」には、「ブリティッシュ」としてのアイデンティティを共有した「ブリティッシュ・ワールド(British World)」の紐帯強化も意図されていたことにも留意されたい。Brouillet, Gagnon & Laforet (eds.), *The Quebec Conference of 1864*, p. 13.

⁵⁷ *JHAN, 1866*, pp. 773-774.

⁵⁸ *JHAN, 1866*, p. 784.

1866年1月30日、総選挙後初の議会が始まった⁵⁹。開会に際して、総督マスメグレイヴは、植民地相の意向を伝えるとともに、英領北アメリカの諸植民地の統合は明らかにメリットがあるとの自身の考えも示し、ニューファンドランドが孤立することなく、全英領北アメリカの将来を左右する本件に関わることを要請した⁶⁰。その後、「連邦結成」への参加問題は、前会期と同様、総務委員会で検討されることになった⁶¹。

本国政府のニューファンドランドに対する「連邦結成」参加要請は、会期中にもたびたび行なわれた。例えば、2月20日には、カードウェルからの要請が伝えられた。「植民地相は、英領諸植民地の『連邦結成』案が真摯に検討されているのを喜ばしく思う。この合同を実現することは、帝国政府の明白な政策である。一部の植民地による些細な反対があっても、国益という重要な目的に従うのは当然である。だが、本政府は、すべての植民地に支援を行ない公平に処遇することにやぶさかではない。そのため、貴植民地が、不必要に遅延することなく、交渉に不同意しないことを希望する」と⁶²。なお、「一部の植民地による些細な反対があっても、国益という重要な目的に従うのは当然である」との文言は、後述するように、議員からの反発を招くことになる。

3月8日、総務委員会は、ニューファンドランドの「連邦結成」参加をめぐる次のような提案をした。

「本院は、……諸植民地の合同の提案に対して、すなわち、当植民地に関わる具体的な方策に対して、いかなる決断も下してこなかった。この重大な案件に対して、現在、住民感情が不安定であることを鑑みて、また、他の諸植民地がいかなる行動をとるのか不明な状況であることを鑑みて、次のように決議する。

本件の重大性を熟慮してきたが……、直ちに再検討するに足る情報を得ていないことから、本院がいかなる決断を下すべきかについての議論に入るのは適切ではない」⁶³。

「連邦結成」参加を積極的に進める状況にはなく、慎重な方策をとらざるをえないと判断したのである。この決議案に対してジョージ・J・ホグセット(George J. Hogsett)が異議を唱え、修正動議を提出し、これをトマス・タルボット(Thomas Talbot)が支持した。

「1864年12月3日付の植民地相の文書⁶⁴、ならびにケベック会議にて採択された決議に記された『連邦結成』の案件が、当植民地の住民および本院に提示されたのに対して、次のように決議する。

⁵⁹ JHAN, 1866, p. 1.

⁶⁰ JHAN, 1866, p. 10.

⁶¹ JHAN, 1866, pp. 12-13.

⁶² JHAN, 1866, p. 35.

⁶³ JHAN, 1866, p. 68.

⁶⁴ 本国政府が、ケベック会議の協議内容につき、次の2点を除いて歓迎する旨を記した文書。1) 恩赦を与える役割を州総督が担うとした同決議第44条について、再検討を求める。2) 行政評議会のメンバーを終身制として固定してはどうか。同文書は、JHAN, 1865, pp. 875-877.に収録されている。

⁶⁵ JHAN, 1866, p. 69.

当植民地にあつては、提案の『連邦結成』を住民が採択するのは、極めて困難な状況にある。ニューファンドランドのほぼすべての住民がカナダとの合同に反対している。

現在、ニューファンドランドの住民は、本国から完全に委譲され本国が認可する自治の原則を享受している。それゆえ本院は、『一部の植民地による些細な反対があつても、国益という重要な目的に従うのは当然である』という、植民地相が回答で示した見解に対し、当植民地住民の同意を得ないまま、賛同することはできない。

いかなる状況にあつても、当植民地に関わる『ケベック決議』の諸条件のほぼすべては、当植民地に適用できない。『ケベック決議』で謳う目的を実行できるとは思われない⁶⁵。

当初案では、「連邦結成」をめぐる議論の先延ばしを表明していたのに対して、修正決議案では、「連邦結成」不参加を表明したのである。しかも、植民地相の見解を具体的に指摘し、イギリス政府を大々的に批判していた。

これを受けて、議会では、修正決議案について採決が行なわれ、7対18で否決された。続いて、当初案が採決に付され、17対7で可決した⁶⁶。かくして、「連邦結成」をめぐる議論は、再び先送りされたのである。なお、議会は5月1日に閉会したが、会期中には、トリニティ(Trinity)やカタリナ(Catalina)から、「連邦結成」にニューファンドランドへの不参加を求める請願が出されていた⁶⁷。

この間、1866年4月にはノヴァスコシア植民地が、同年6月にはニューブランズウィック植民地が、「ケベック決議」を採択していた⁶⁸。後者では、1865年2月の総選挙で連邦派が敗れたが、翌1865年5～6月に再度総選挙を行なった結果、連邦派が勝利を収め、6月に「ケベック決議」を採択した。この背景には、イギリス植民地相カードウェルからの「連邦結成」推進を求める圧力に加えて⁶⁹、フィニアン(Fenians)の襲撃による脅威があった。また、1866年12月には、英領北アメリカ諸植民地の代表がロンドンに赴き、イギリス政府との間で「連邦結成」をめぐる詰めの協議を行なった。翌年2月26日、「連邦結成」を規定した英領北アメリカ法(British North America Act)がイギリス議会上院にて可決し、3月8日には下院でも可決された。同月29日、ヴィクトリア女王の勅許を得て、同法は成立し、7月1日、カナダ自治領が誕生した。

既にみたように、ニューファンドランドは、「連邦結成」をめぐる協議を先送りしたため、カナダ自治領には加わらなかったのである。これ以降、ニューファンドランドは、カナダ自治領への編入、つまり「連邦編入」をめぐって、いかなる対応をしたのだろうか。

⁶⁵ JHAN, 1866, pp. 69-70.

⁶⁶ 1866年3月23日。JHAN, 1866, p. 95.

⁶⁷ ノヴァスコシア植民地議会では、1866年4月18日午前2時半、31対19で可決した。ニューブランズウィック植民地議会では、同年6月30日に31対8で可決した。

⁶⁸ カードウェルは、1864年6月24日、沿海諸植民地の3人の総督に対して「連邦結成」実現に尽力すべきとする文書を送った。その後も、非協力的な植民地総督には圧力をかけた。木村、前掲書、163-178頁。

(2) ニューファンドランド議会 (1867年)

1867年の議会は、1月31日に開会し、4月26日に閉会した。会期中には、前述したように、英領北アメリカ法が可決・成立していたが、「連邦結成」不参加のニューファンドランドでは、「連邦編入」の議論はほとんどなされなかった。

本件を扱った数少ない記事として、議事録に掲載されているのは、2月13日にグレイト・プラセンティア(Great Placentia)から出された請願書(署名は1866年12月付)である。これは、ニューファンドランドが「連邦編入」に反対する理由を明示した史料として有益である。以下にみておこう。

まず、ニューファンドランドが、本国のはからいによって、長年にわたって自治を享受し、種々の税金の賦課・徴収を含め、植民地の行政を独自に行なってきたことを述べている。そのうえで請願書は、ニューファンドランドと英領北アメリカの諸植民地の合同策は、深刻な懸念と警戒心をもたらしたと主張する。本国政府が植民地経営の負担を軽減するために合同を進めようとしているが、ニューファンドランドは本国の負担にはほとんどなっていない。「ケベック決議」の条件に基づいて合同すれば、憲政・領域的な権利の多くを失い、見返りはほとんどない、と。

請願書が具体的に指摘したのは、税金の問題である。税収入が中央政府(連邦)に移されれば、その見返りとして受け取る額は、急速な人口増加や資源開発が見込めない以上、現行の収入を大きく下回ってしまう。しかも、中央政府がニューファンドランドの貿易への課税権を握ることになれば、同地の経済は破綻してしまう。

さらに請願書は、英領北アメリカ諸植民地との合同には、何らのメリットもないとする。ニューファンドランドは、カナダの大規模な公共事業には関心がないし、そこから恩恵を受けることもない。「ケベック決議」の条件には、北西地域(North Western Territory)の領土的連携が盛り込まれているのに対して、ニューファンドランドと他の植民地の間、あるいは、ニューファンドランドとイギリスの間の汽船事業の改善などが含まれていない、と。

かくして、「ケベック決議」に基づく合同は、植民地の貿易にとっても、住民にとっても、何らの恩恵を与えるものではないと、請願書は訴えたのである。

最後に、請願書は、議会に対して、総選挙にて住民の意思を問うことを要求した⁷⁰。これに対し、議会は、同請願書を審議対象とする旨、承認した⁷¹。会期の終わる4月26日、議長は、イギリス議会による英領北アメリカ法可決の報告に続けて、次期会期にて「連邦編入」を審議することが議員の責務だと述べていた⁷²。

(3) ニューファンドランド議会 (1868年)

だが、次の会期(1868年1月30日～4月29日)でも、審議はほとんど進展しなかった。開会に際して、総督マスグレイヴは、カナダ総督モンクの招きでカナダ自治領初の議会(会期は1867年11月6日～12月21日)の開会式に出席し、その際、政府関係者と会談したことに言及した。自治領側は、ニュー

⁷⁰ *Journal of the House of Assembly of Newfoundland, 2nd Session of the 9th General Assembly, 1867*[JHAN, 1867], pp. 39-40.

⁷¹ JHAN, 1867, p. 40. その後どのような審議が行なわれたのかについては、記載がない。

⁷² JHAN, 1867, p. 160.

ファンドランドを含む他の植民地との合同を友好的に進める意向である。どのような条件がよいのか、検討してもらいたい。本件を有権者の判断に委ねることもやぶさかではない。このようにマズグレイヴは、「連邦編入」を前向きに検討することを議会に要請するとともに、総選挙に判断を委ねることに一定の理解を示したのである⁷³。

2月14日、議会は、総督の助言を受け入れた。「新しい自治領との合同という重要な案件に関して、当植民地の住民の福祉と利益を促進できるよう、われわれが可能な限り最善の判断を下せるとの確信のもと、総督の提案を受け入れる」⁷⁴と。「連邦編入」を積極的に進めることも、総選挙に判断を委ねることも明言しておらず、あくまでも慎重に審議を行なうという方針の確認に留まっていた。これは、「連邦編入」をめぐる賛否双方の意見を折衷した文言であった。

実は、この前日、一部の議員から、総選挙で住民の意向を問うべきという意見が出されていた。「ニューファンドランドとカナダ自治領との合同問題に関して、現議会が解散されるまでの間、いかなる行動もとらないのが望ましいと考える。次の総選挙において、『連邦編入』問題は、より満足のいく形で住民の投票に諮られる。それまでに、ニューファンドランドの住民には、より正確な情報が伝えられるべきである。新自治領の運営体制やカナダ政府による関税のあり方が、より完全な形で示されるべきであり、支出予定額についても同様である。ニューファンドランドの住民が耐えられる課税額かどうかについても、それまでには、今以上に情報提供されるべきである」⁷⁵と。つまり、「連邦編入」に関する具体的な情報に基づいて、有権者が投票で判断する方針が提案されたのである。これは、「連邦編入」反対を遠回しに訴えたものであった。提案した議員らは、「連邦編入」反対の世論をバックに、総選挙で「連邦編入」が否決されることをねらっていたのである。

この提案は10対16で否決されたが⁷⁶、「連邦編入」反対の世論を刺激するわけにはいかず、先にみたように、折衷的な方針が確認されたのであった。

実際、「連邦編入」に反対する請願は後を絶たなかった。折衷的な方針が確認された同日、セントジョーンズ住民からは、以下の請願書が議会に提出されていた。

「2月4日、セントジョーンズの商人、漁師、職人、その他の住民が、漁業会館にて大規模集会を開催し、次の決議を全会一致で採択した。

本会期中に『連邦編入』の案件を協議するよう、政府が議会に圧力をかけていることは遺憾である。

いかなる条件であっても、『連邦編入』は、ニューファンドランド全体の利益にとって不適切かつ有害である。現在、自治領は、財政やその他の内部問題を抱えている。しかも、そのメンバーの少なくとも1つ——すなわち、われわれの最も近くにいる最も親しい隣人であり、多くの点でわれわれと利害を共有するノヴァスコシア——が離脱するかもしれないのである。

ニューファンドランドが『連邦編入』を選ぶかどうかを決める前に、あらゆる問題が選挙に

⁷³ *Journal of the House of Assembly of Newfoundland, 3rd Session of the 9th General Assembly, 1868*[JHAN, 1868], p. 14.

⁷⁴ JHAN, 1868, p. 23.

⁷⁵ JHAN, 1868, pp. 20-21.

⁷⁶ JHAN, 1868, p. 21.

において住民に提示されなければならないことは、あらゆる者が認め、政府も受け入れており、われわれの政治制度の下では、1869年秋に総選挙が実施されなければならないことから、次のように決議する。

選挙は公金の浪費であるかのように、総督の演説は言わんばかりである。だが、選挙によって活気づき、政治的熱狂が呼び起こされるのだ。停滞した日々の生活を脱し、あらゆる階層の住民が協調することが最も必要なときには、なおさらである。

以上の決議を一括した請願書、すなわち、1869年の次期総選挙が終わるまでは『連邦編入』の案件に関わる一切の行動を延期することを議会に要請する請願書を起草し、署名を行なう。立法評議会へはJ・S・クリフト(J. S. Clift)が、立法議会へはヘンリ・レヌーフ(Henry Renouf)が、請願書を提出することを要請する」⁷⁷。

レヌーフとは、セントジョーンズ・ウェスト選挙区選出議員で、先述した2月13日の提案に賛成票を投じた人物である。彼は、ニューファンドランド植民地首都のセントジョーンズの商業・漁業・製造業利害を代弁する形で、「連邦編入」反対を議会で訴えたのである。また、請願書では、ノヴァスコシア州の連邦離脱の可能性に言及している。同州では、「連邦結成」後初めて実施された総選挙(1867年9月)で反連邦派が圧勝した。州選挙でも同派が勝利し、州議会にて連邦離脱決議が採択された。これを受けて、同州のジョゼフ・ハウ(Joseph Howe)が本国政府と交渉を試みたが失敗した。その後、カナダ自治領初代首相ジョン・A・マクドナルドは、債務引受と連邦助成金の増額という対応策を講じることで、同州の連邦離脱を引き留めることができた。ノヴァスコシア州の事例は、「連邦結成」の現実を示すものであり、ニューファンドランド植民地が参照すべき貴重な事例であった。

このように「連邦編入」反対論が議会内外に広がっている状況下で、連邦派は、議会では多数とはいえ、強硬策に出ることはなかった。総督が伝えたように、カナダ自治領に「連邦編入」を友好的に進める意向があるのならば、いかなる条件でニューファンドランド植民地と合同できるのかについて具体的な情報を収集し、それが「住民の福祉と利益」となるかどうかを検討することが重要と考えたのである。また、総選挙に委ねることを明言しないものの、「連邦編入」を進めるのであれば、そうせざるをえない状況にあることも事実であった。こうしたなか、総選挙の年を迎えたのである。

付記 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究(C)(2022～25年度)、及び同(科学研究費補助金)基盤研究(B)(2021～24年度)による研究成果の一部である。

⁷⁷ JHAN, 1868, pp. 26-27.